

【新設】（経済的な性質が利子に準ずるもの）

59 の 3(2)－4 措置法令第 35 条の 3 第 8 項に規定する「経済的な性質が利子に準ずるもの」には、基本通達 2－1－34 の調整差額で損金の額に算入されるものが含まれることに留意する。

【解説】

- 1 本制度における研究開発費の額からは、法人が支払う負債の利子の額のほか、これに準ずるものの額が除かれることとされ（措法 59 の 3 ②四、措令 35 の 3 ⑧）、この支払う負債の利子の額に準ずるものとして、①手形の割引料、②法人税法施行令第 136 条の 2 第 1 項に規定する満たない部分の金額のほか、③経済的な性質が支払う利子に準ずるものの額が定められている（措令 35 の 3 ⑧）。
- 2 本通達では、上記 1 ③の「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に含まれるものの具体例として、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において損金の額に算入される調整差額（法人税基本通達 2－1－34 の調整差額で損金の額に算入される金額をいう。）を例示している。法人税基本通達 2－1－34 では、金銭債権をその債権金額を超える価額で取得した場合において、その債権金額とその取得に要した価額との差額相当額（実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。以下「取得差額」という。）の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、原則として、その金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づきその取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額（以下「調整差額」という。）を損金の額に算入することを明らかにしているところであるが、その調整差額は、その経済的な実質に鑑みて、上記「経済的な性質が支払う利子に準ずるもの」に含まれることを、本通達において留意的に明らかにしている。